



特集:ガス料金改定のお知らせ

ガス料金が変わります(12月使用分から)

ガス料金のしくみ

ガス料金は、基本料金と調整単位料金(基準単位料金+原料費調整額)の合算額となっています。原料費調整額は「原料費調整制度」によるもので、毎月公表される国の貿易統計値(LNGCIF価格)を基にして算出される平均原料価格の「変動額」に応じて料金を調整するものです。「変動額」とは、この平均原料価格と町の基準平均原料価格の差です。

つまり国の平均原料価格が町の基準平均原料価格を上回ればプラス調整し、下回ればマイナス調整されるしくみとなっており、この調整額を「原料費調整額」といいます。

現在のガス料金の計算

●原料費調整額の計算のしかた

例①:LNGCIF 価格が 61,940 円/t(参照月 令和 4 年 1 月)の場合(改定前)

平均原料価格	=	61,940 円/t	×	0.4	=	24,780 円/t	※10 円未満四捨五入
		貿易統計値		対象比率			
基準平均原料価格	=	57,010 円/t	×	0.4	=	22,800 円/t	※100 円未満切り捨て
		現行料金認可時原料価格		対象比率			
原料価格変動額	=	24,780 円/t	-	22,800 円/t	=	1,900 円/t	※100 円未満切り捨て
原料費調整額	=	1,900 円/t	×	0.075/100	×	1.1	= +1.5675 円/m ³ (プラス調整)
				換算係数			

一般標準世帯(44 m³使用)の場合

$$\text{基本料金} \quad \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整額}$$

$$822.8 \text{ 円} + (124.1570 \text{ 円} + 1.5675 \text{ 円}) \times 44 \text{ m}^3 = 6,354 \text{ 円}$$

何が変わるのか

今回変わるのは、原料費調整額の計算に使う数値です。変わる部分は上記「計算のしかた」でいう「対象比率」です。このことによって原料費調整額が変わることになります。

対象比率とは

庄内町では天然ガスが自噴しています。需要家の皆様にお届けするガスは、この地場産ガスと海外から輸入する LNG を混合しています。原料費調整制度が導入された平成 23 年当時はこの混入割合は、地場産 0.6 : 輸入 0.4 でした。

原料費調整制度は輸入ガス価格の変動に応じるものなので、庄内町では対象比率を 0.4 にしてきました。(次頁につづく)



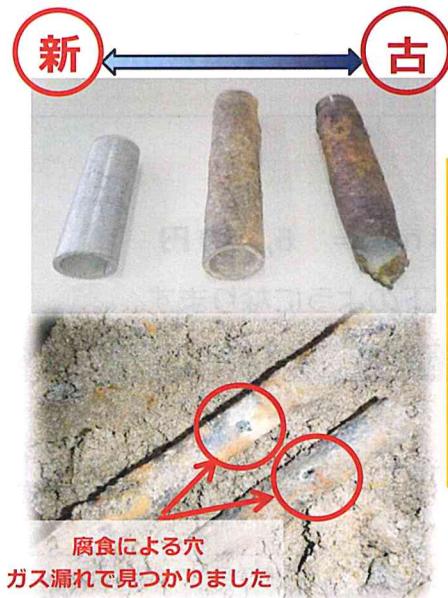
お宅のガス管大丈夫? 古いガス管(鉄管)の交換をお願いします

お客さまの敷地内のガス管は「お客様の資産」です。土の中に埋められた鉄製のガス管は、一般的に経年により腐食が進行し、およそ 20 年が取り替えの目安といわれています。

鉄製のガス管の土中埋設は、平成 8 年以降、法的に禁止されましたが、おおむね平成 2 年以前に埋設工事をした場合において、鉄製のガス管が使用されている可能性があります。

古くなった水道管の交換や、下水道工事の際に、一緒に交換工事をするをおすすめします。※対象となるお客様には、ご連絡していますが、不明な場合は企業課へお問い合わせください。

☎0234-42-0186



交換

場所に合わせ、最適なガス管にお取替えます。

腐食や地震に強いガス管です



ポリエチレン管



硬質塩化ビニール被覆鋼管



ポリエチレン被覆鋼管

ガスくさいときは、すぐに企業課へご連絡を!

●絶対に火気は使用しないでください。換気扇・電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。また、ガス管近くで工事されるときは、ガス事故防止のため、企業課へご連絡ください。☎0234-43-2136

メーター周りになまりの管はありませんか? 鉛管の交換をお願いします

敷地内の水道管も「お客様の資産」です。なまりは柔らかく加工しやすいため、平成 2 年頃まで水道メーターの前後 1 m 程度に使用されていました。

「水質保全と漏水防止」のため(鉛管部分で漏水が多く発生しています。)鉛管を撤去するにあたり、助成制度がございます。(※庄内町限定の助成制度です)

※対象となるお客様には、ご連絡していますが、不明な場合は企業課へお問い合わせください。☎0234-42-0186

ここに鉛管が使われています。



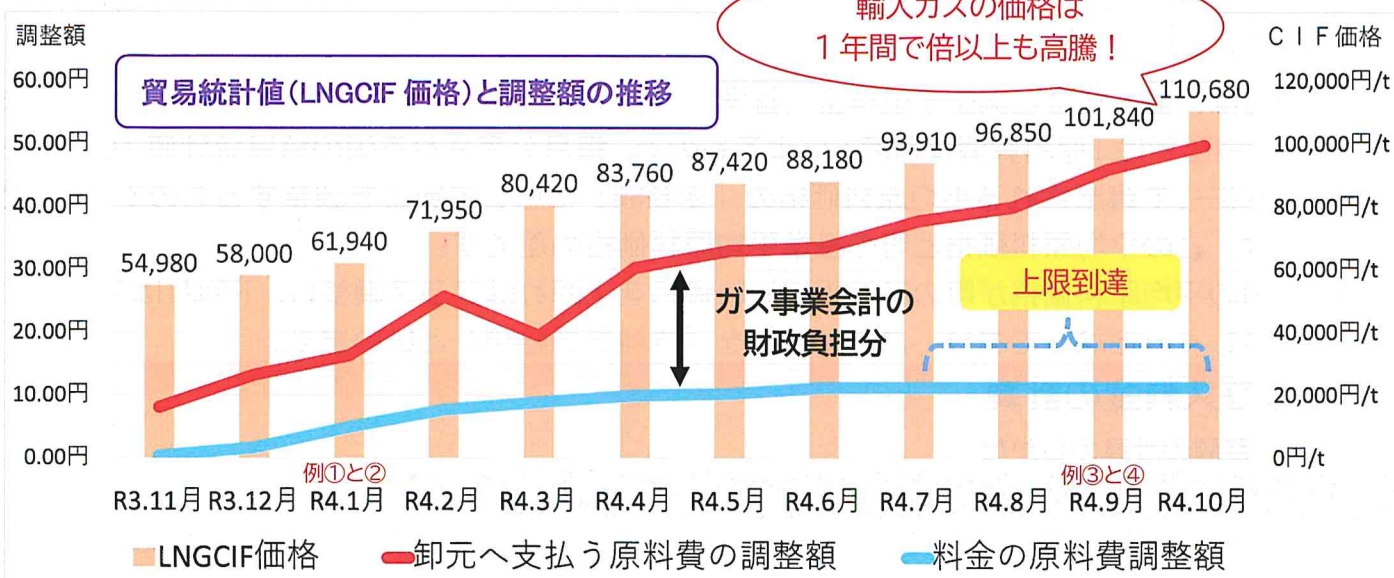
●庄内町鉛製給水管改修助成制度

・水道メーター 1 箇所につき、工事費のうち上限 2 万円。

どう変わるのか

対象比率が **0.4 から 1.0 に変わります。**

平成 29 年にガスの小売全面自由化後、ガス料金やガス原料費において、国産天然ガスにも原料費調整制度の導入が可能になりました。これにより原料の卸元会社は本町の地場産ガス卸値にも原料費調整制度（対象比率 1.0）を導入しましたが、庄内町は需要家サービスとしてガス料金への比率は 0.4 を継続し現在に至っています。しかし、原料費の高騰が続き、対象比率の違いによりガス事業会計の財政負担が増しており、令和 4 年度決算は赤字となる見込みとなってしまうので、この**対象比率を 1.0 に是正いたします。**



料金はどれくらい変わるのか

対象比率が 1.0 に変わることによって前頁に記載した例①が以下ようになります。

例②: LNGCIF 価格が 61,940 円/t(参照月 令和 4 年 1 月)の場合(改定後)

平均原料価格	=	61,940 円/t	×	1.0	=	61,940 円/t	※10 円未満四捨五入
		貿易統計値		対象比率			
基準平均原料価格	=	57,010 円/t	×	1.0	=	57,000 円/t	※100 円未満切り捨て
		現行料金認可時原料価格		対象比率			
原料価格変動額	=	61,940 円/t	-	57,000 円/t	=	4,900 円/t	※100 円未満切り捨て
原料費調整額	=	4,900 円/t	×	0.075/100	×	1.1	= +4.0425 円/m³ (プラス調整)
				換算係数			

一般標準世帯 (44 m³使用) の場合

$$\text{基本料金} \quad \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整額}$$

$$822.8 \text{ 円} + (124.1570 \text{ 円} + \mathbf{4.0425 \text{ 円}}) \times 44 \text{ m}^3 = \mathbf{6,463 \text{ 円}}$$

例①と例②の比較

**109 円/月
値上げ**

原料費調整額の上限定

原料費が上がるとガス料金の調整額も上がる仕組みですが、どこまでも上がるわけではありません。庄内町では調整額に上限を設けており、上図のように、原料費が高騰し続けると、卸元の調整額は上がっても、今年の 7 月検針分からは上限より上がらないため、企業課負担は増え続けています。



上限の値も変わる

上限の値は基準平均原料価格の 1.6 倍に設定しているため、対象比率が上がることで基準平均原料価格が上がるため、自動的に上限の値も上がります。

(改定前) 基準平均原料価格	22,800 円/t	×	1.6	=	36,480 円/t
(改定後) 基準平均原料価格	57,010 円/t	×	1.6	=	91,210 円/t

例③: LNGCIF 価格が 101,840 円/t(参照月 令和 4 年 9 月)の場合【上限到達】(改定前)

平均原料価格	=	101,840 円/t	×	0.4	=	40,740 円/t	※上限は 36,480 円/t
		貿易統計値		対象比率			
基準平均原料価格	=	57,010 円/t	×	0.4	=	22,800 円/t	※100 円未満切り捨て
		現行料金認可時原料価格		対象比率			
原料価格変動額	=	36,480 円/t	-	22,800 円/t	=	13,600 円/t	※100 円未満切り捨て
		(上限)					
原料費調整額	=	13,600 円/t	×	0.075/100	×	1.1	= +11.220 円/m³ (上限)
				換算係数			

一般標準世帯 (44 m³使用) の場合

$$\text{基本料金} \quad \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整額}$$

$$822.8 \text{ 円} + (124.1570 \text{ 円} + \mathbf{11.220 \text{ 円}}) \times 44 \text{ m}^3 = \mathbf{6,779 \text{ 円}}$$

対象比率が 1.0 に変わることによって上記に記載した例③が以下ようになります。

例④: LNGCIF 価格が 101,840 円/t(参照月 令和 4 年 9 月)の場合【上限到達】(改定後)

平均原料価格	=	101,840 円/t	×	1.0	=	101,840 円/t	※上限は 91,210 円/t
		貿易統計値		対象比率			
基準平均原料価格	=	57,010 円/t	×	1.0	=	57,000 円/t	※100 円未満切り捨て
		現行料金認可時原料価格		対象比率			
原料価格変動額	=	91,210 円/t	-	57,000 円/t	=	34,200 円/t	※100 円未満切り捨て
		(上限)					
原料費調整額	=	34,200 円/t	×	0.075/100	×	1.1	= +28.215 円/m³ (上限)
				換算係数			

一般標準世帯 (44 m³使用) の場合

$$\text{基本料金} \quad \text{基準単位料金} \pm \text{原料費調整額}$$

$$822.8 \text{ 円} + (124.1570 \text{ 円} + \mathbf{28.215 \text{ 円}}) \times 44 \text{ m}^3 = \mathbf{7,527 \text{ 円}}$$

例③と例④の比較

**748 円/月
値上げ**

※いくら原料費が上がっても、これ以上は上がりません。

また、マイナス調整となった場合は、改定前よりも**値下げ**になります。

料金改定しても東北一の安さ

今回、料金を改定しても本町のガス料金は東北一の安さを維持しています。しかし、今後原料費が想定以上に高騰してますます経営が厳しくなれば上限の変更や撤廃も考えなければなりません。すでに民間では上限を設定していない事業者も多く、原料費調整制度を導入している 11 の公営ガス事業者中、撤廃済みが 3 事業者、今年度中撤廃するところが 4 事業者あります。どの事業者も原料費の高騰で苦しい経営を強いられている状況です。

このたびは需要家の皆様にご負担をお願いすることになりまして、深くお詫び申し上げます。企業課では、今後も皆様が安心して快適に暮らせるようにガスの安定供給と保安の確保を最優先として取り組むとともに、健全な経営に努めてまいりますので、これからもご理解とご愛顧賜りますようよろしくお願いいたします。

順位	都市ガス事業者	料金 (税込)	差額
1	山形県 庄内町	7,527 円	-
2	宮城県 仙南ガス(株)	8,816 円	+ 1,289 円
3	宮城県 仙台市	8,849 円	+ 1,322 円
4	山形県 東部ガス(株)秋田支社	9,067 円	+ 1,540 円
5	秋田県 庄内中部ガス(株)	9,428 円	+ 1,901 円

庄内町営ガス家庭用標準使用量 44 m³、熱量 12A に換算したものです。